

各区局統括本部長

技 監

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 工事及び業務の一時中止措置等について（通知）

令和 2 年 2 月 27 日付で「建設現場等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止について（技監通知 財公第771号）」を発出したところですが、その後、国土交通省から改めて「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」の通知がありました。

これを受け、本市も国と同様な対応とします。

工事担当各区局におかれましては、引き続き本市発注の工事、委託（設計・測量・調査等業務（以下、工事等という。））の感染拡大防止に万全を期すとともに、以下のとおり受注者に対する工事等に伴う措置等を適切に行うよう、工事監督課等担当部署に周知願います。

### 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に対して工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向を確認する。その上で、受注者からその申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事等の一時中止や設計図書等の変更を行う。なお、一時中止や設計図書等の変更を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、本通知から令和 2 年 3 月 15 日までの期間とする。

また、上記措置に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続を行う。

### 2 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事等従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、1 に準じて対応する。この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

なお、各建設現場等における感染者の発生状況については、「建設現場等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止（技監通知 令和2年2月27日付 財公第771号）」に基づき、財政局公共施設・事業調整課に一報をお願いします。

また、上記措置により工事等の一時中止等を行った工事等が発生した場合は、その件名についても、同様に財政局公共施設・事業調整課に一報をお願いします。

財政局公共施設・事業調整課組織メール  
報告先：za-kokyo@city.yokohama.jp

(参考)

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 工事及び業務の一時中止措置等について」(令和2年2月27日付国土交通省事務連絡)

【担当】 財政局公共施設・事業調整課  
生井・辻  
電話 671-3928  
上野・平林  
電話 671-2025  
e-mail : [za-kokyo@city.yokohama.jp](mailto:za-kokyo@city.yokohama.jp)